

路網の形成をはかる。また、港湾の整備を進め、総合的な輸送条件の整備につとめる。

生活環境施設について市町村の総合計画、広域市町村圏整備計画などに即し、選択的、効率的な整備をすすめる。

### 6 労働力の需給調整と農業者の就業対策

農業従事者がその希望と能力に応じた工業に従事できるようきめ細かな職業相談、職業指導および職業紹介の機能の充実をはかるとともに、農業者転職相談員、就業改善相談員等を十分活用して、導入企業条件等の具体的情報の周知徹底を図り、雇用を促進する。

また、既存の公共職業訓練施設を活用するほか、簡易訓練施設の整備、訓練期間の延長、農閑期利用の分割訓練を実施するなど職業訓練を拡充し、農業従事者が単純労働から技能を持った労働者として雇用されるよう努める。

中高年齢者および出稼き労働者の雇用については特に配慮し、在地通勤を促進する。

### 7 農業生産基盤と農業近代化施設の整備

農業計画の示すところに従がいそこの整備をはかる。

### 8 公害の防止

農村地域への工業導入に当たっては、公害のない業種もしくは公害を完

(昭和48年2月20日現在)

別表 昭和46年度農村地域工業導入実施計画の進捗状況

計画主体	市町村名	団地名	面積	企業の立地状況				備考
				企業名	業種	用地面積	従業員数	
県	菊池市	赤星	240,000	(株)九州井上 ゴム化学	ゴム合成樹脂	100,000	(最終)入 500	(予定) S48.11
	水俣市	築地	361,000					
市町村	鹿央町	駄の原	63,590	幡豆工業(株)	水道異形管	23,495	115	(予定) S48.4
	植木町	久野	88,884					全面積について用地取得引合い中
市町村	植木町	第1正清	54,000					全面積について企業立地協議中
	植木町	第2正清	68,525					
市町村	岩野	岩野	40,000					
	一の宮町	南油町	184,925	東京電気(株)	ヘッドホン イヤホン	59,491	(最終) 480	S47.9
市町村	御船町	小坂	60,171	紅雲製作所(株)	ステンレス建具	16,529	110	(予定) S48.4
	鏡町	高木	58,481					
市町村	五和町	開島	138,692					
	五和町	大洲	21,000					
市町村	八市町	13団地	1,408,268	4社		188,515	1,205	

9 自然環境の保全

総合的な土地利用計画のもとに、工業導入による公害の防止を図る。また、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の具体的施策については、公害防止に関する諸法令、熊本県公害防止条例に基づき規制、監視を強化する。

全に防止しうる業種を選定する。工業導入実施計画の策定に当たって公害防止の基礎調査を実施し、土地利用計画、工場配置計画の適正化、共同処理施設、グリーンベルトの設置を計画するとともに、すべて工場建設前に公害防止について事前協議を行ない、必要に応じて公害防止協定を締結する。

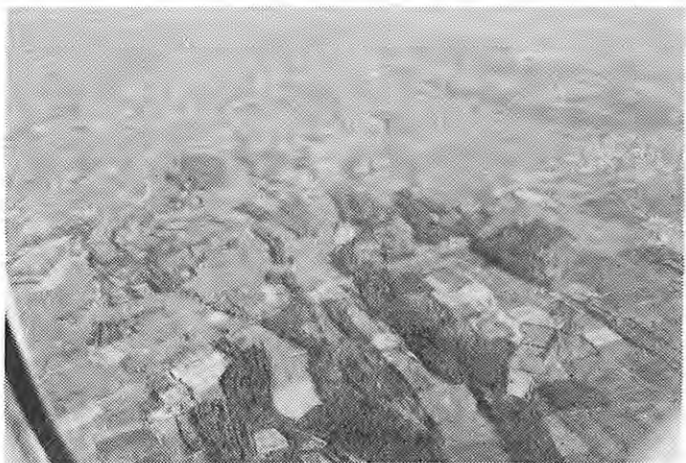
また、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の具体的施策については、公害防止に関する諸法令、熊本県公害防止条例に基づき規制、監視を強化する。

1 農村工業導入の現況及び展望

農村工業導入の基本的考え方については、前項で述べられたとおりであるが、昭和三十年代からの急速な工業化の進展は主として大都市周辺から太平洋ベルト地帯と臨海工業地帯に集中し、いわば工業の集中のメリットを主として追及した時期であった。そこで、昭和四十年代後半からの農村地域に対する工業再配置の動きはこれらの反省に立って公害のない内陸型企業を中心に適正な企業の展開を計画的に実施しようというものである。

2 本県における農村工業導入の展開

は概ね昭和四十年頃より始まり第一波として京阪神地方からの綿織物が人吉



▲自動車工場の進出予定地(大津町)

八〇が郡部に立地しており、昭和四十六年度の工業出荷額の伸び率は、市部の五、七の伸びに対して郡部の伸びは一八、一〇と大きく市部の伸び率を上回っている。

なお、現在までの立地企業の雇用数型別内訳を見ると、男子型二七％、女子型六二％、混合型一一％で女子型が大半を占めている。

4 しかしながら、昭和四十七年後半から本県の農村地域に対する企業進出の動向は工業再配置促進法の制定、あるいは農村地域工業導入促進法の制定など国の積極的な工業の再配置促進の動きと共に県内の道路とくに高速縦貫道、鉄道とくに新幹線の計画決定空港、港湾等基盤整備の積極的な充実がようやく中央においても認められ、自然の美しさと共に経済基盤の確立による企業立地条件の向上や中国との国交回復による中国貿易への期待感が経営者の本県に対する企業進出意欲を刺激していることが伺われ、かつ、経済好況をも反映して企業からの引き合いが活発化している。県民が期待していた内陸型の自動車工業の立地をみたことはその一端を示したものとえよう。

5 工業再配置促進法と農村工業導入促進法の関係はどのようになるかについて疑念の点もあろうと思うので述べてみると、工業再配置促進法は国土利用の再編成を図ろうとする見地から工業が過度に集中している地域からその他の地域に環境の保全、雇用の安定に配慮しつつ、誘導しようとするもので既存の地域開発法と違って工場を過密地域から追い出す目的を持ったもので種々助成策を考えている。しかも工業再配置促進法の誘導地域は農村工業導入促進法における農村地域にほとんどが該当しているところから農村工業導入促進法によって受け入れ体制を整備(農村工業導入地区)されたところに工業を誘導していくことが期待される。このため工業再配置促進法でも工業再配置計画は農村地域工業導入基本計画と調和されたものでなければならぬと規定している。このように農村工業導入促進法との適切な連携のものにも運用されるならば農村工業導入の実効性は飛躍的に増大するものと考えられる。

6 このような背景の下で本県が農村工業導入について今後考えなければならぬ基本的ありかたは次のとおりである。

工業が無秩序に立地し、公害による地域住民への被害を与え、あるいは都市計画上に支障を来すような時代はすでに過去のものとなり、今や県、市町村の主導の下に選択的な工業の開発を推進すべき時期が来ている。県ではこの認識の上から立って公害のない優秀な企業を計画的に配置しようとする市町村とも一体となって努力する考えであるが、このためには農村工業導入促進法のメリットを充分活用しながら、農業面との調整のもとに計画的な工業導入地区の選定を行なうとともに財政面等の許す限り用地の先行取得或も考慮しながら企業の引き合いがあった場合適時適切な配置が可能となるようにし、また企業の選択にあたっては

- 一 自然環境を汚さない企業
- 二 公害防止措置が十分できる企業
- 三 県内の余剰労働力を吸収できる雇用力の高い企業
- 四 県民所得の向上に寄与できる企業
- 五 地元関連産業を育てる波及効果の大きな将来成長性のある企業

などのほか農業の構造改善に資することのできる企業のチェックに万全を期したいと考えている。

(31頁からつづく)

以上、計画の困難さをその虚像性と実像性という視点から私見を述べてきたが要は「論より証拠」の実践を通じて(県農業計画二二頁)創意と工夫に富んだ農業者の行動と行政局との一致協力によって計画を達成し、豊かな農業県として発展することを希望してやまない。